

### 第3節 警戒活動

#### 1 警戒宣言発令に伴う消防活動方針

警戒宣言発令前後から地震が発生するまでの間における消防指揮本部の任務は、「警戒宣言発令」という特殊な事情のなかで、混乱を起こしている市民の人心の安定を図ること及び発災に備えて出火防止並びに総合消防力の強化充実を図ることである。したがって、これらの任務を果たすため混乱防止のための広報及び自主防災組織の活用等、攻勢的な活動を展開するものとする。

#### 2 警戒広報

地震の発生が予知されたときは、次により警戒広報を実施する。

##### (1) 警戒広報の実施時期

警戒広報の実施時期は、原則として警戒宣言発令後とする。

##### (2) 警戒広報の実施場所

警戒広報を重点的に実施する場所は、次のとおりである。

- ア 市内全域の防災行政同報系無線設置場所
- イ 主要駅及び商店街等の多数の者が集まる場所
- ウ 高台地域等で発災後、水道の断水、減水が予想される地域
- エ その他消防長が必要と認める地域

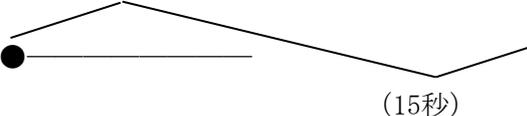
##### (3) 警戒広報実施隊

警戒広報は、情報調査隊及び警備隊の消防車両等により実施するものとする。

##### (4) 警戒広報区分

警戒広報は、防災信号による広報と情報調査隊及び警備隊等による巡回広報に区分し、警戒宣言が発令されたときは、大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第4条に定める防災信号により広報を実施する。

なお、防災行政同報系無線による広報は、原則として市防災主管課で行うものとする。

警 鐘	サイレン
(5点)	(45秒)
	
備考 1 警鐘又はサイレンは適宜に時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

##### (5) 警戒広報実施上の留意事項

ア 巡回広報は、行動の自粛、正しい情報の収集、出火防止、初期消火及び家具の転倒防止等について呼び掛けること。

イ 広報は全市統一を期するため、警戒宣言の発令当初は努めて次の広報文を用いること。

(ア) ただいま東海地震の警戒宣言が発令されました。

(イ) 逗子市内でも大きな地震が予想されますので、皆さんの落ち着いた行動で被害を最小限にし

ましょう。

- (ウ) あわてずに、デマにまどわされないようテレビ、ラジオから正確な情報をきいてください。
- (エ) 火を使うときは、すぐ消せるよう必ずそばにいてください。また、万一火がでてでもすぐ消せるよう、消火器を見やすい場所に置いたり、風呂のくみおきをして、消火の準備をしましょう。
- (オ) 家具は倒れないよう固定し、高い所にあるものは下へ降ろしてください。
- (カ) 外出はやめましょう。また、車は絶対に使用しないでください。

(6) 警戒広報実施中の発災時の措置

警戒広報中に地震が発生した場合は、初期の段階については地震発生に伴う応急措置及び出火防止、初期消火を主眼に広報を行うこと。

なお、災害出場の指令を受けた消防隊等にあつては、広報活動を中止して災害応急活動に従事する。